令和元年１２月

品川区保育支援課開設・計画担当

オアシスルームご利用に係る無償化の申請について

日頃より、オアシスルームをご利用くださいまして、ありがとうございます。

　オアシスルームの利用料については、以下の条件にあてはまる方が無償化の対象となる場合があります。詳しくは、裏面の問い合わせ先までお問い合わせください。

【無償化の対象になる世帯】

※いずれも保育の必要性の認定をされている場合に限ります。

A：お子さんの年齢が**2019年4月1日現在、３～５歳**にある。

B：Aに該当しないが、**住民税が課税されていない**（子どもの年齢が０～２歳）。

上記A、Bのいずれかにあてはまる場合、以下の条件①，②に該当する場合、

無償化の対象となる可能性があります。

条件①：在園中の私立幼稚園が、**預かり保育（延長保育）を実施していない。**または、**預かり保育の実施が十分な水準（※１，２の条件のいずれかにあてはまる）**でない場合。

※１．年間で**実施日数が２００日未満**

※２．幼稚園に預けてからお迎えまでの時間が**８時間未満**である。

区内における該当の幼稚園（８園）※令和元年12月現在

　　　 ・エトワール幼稚園　・小野学園幼稚園　・品川教会附属幼稚園

　　　　・専修幼稚園　・帝京にしき幼稚園　・文教大学付属幼稚園

　　　　・八潮幼稚園　・明晴学園幼稚部

条件②：認可外保育園や認証保育所等の**保育所等に在園していない。**

　　　※在園している場合、在園先で無償化の請求を行う必要があります。

上記の条件①または②を満たす場合、オアシスルームの利用料についても無償

化の対象となる場合があります。保育の必要性の認定**子育てのための施設等利**

**用給付認定の申請**がまだお済みでない場合、お通いの幼稚園にお問い合わせい

ただくか、または各オアシスルームに申請書がありますので、職員にお声がけ

ください。

※私立幼稚園に在籍している場合、認定の申請書は、私立幼稚園担当にご提出

　いただきます。（オアシスルーム分での別途の提出は、不要です。）

（裏面に続きます）

●オアシスルームの利用料の無償化（負担軽減）までの流れ

**STEP１．子育てのための施設等利用給付認定の申請**

オアシスルームの利用料の負担軽減の対象となるためには、子育てのための施設等利用給付認定の申請を行う必要があります。これは、**児童の保護者（父・母）に就労や就学、妊娠・出産等により児童の保育をすることが困難である状況にある場合**、認定されます。

（例）就労であれば、月４８時間以上（１日４時間以上、月に１２日以上の就労）が認定されるラインとなります。

**子育てのための施設等利用給付認定申請書と添付書類**（各要件により異なり

ます。）を**品川区子ども未来部保育支援課開設・計画担当まで**ご提出ください。

（郵送による提出も可。）

（郵送による提出先）

　〒140-8715

　　品川区広町２－１－３６品川区役所第二庁舎７階

　　品川区子ども未来部保育支援課開設・計画担当　オアシスルーム担当　行

**STEP２．子育てのための施設等利用給付認定通知の受領**

　子育てのための施設等利用給付認定の申請を行った方については、審査の後、

認定通知（または却下通知）を送付いたします。

認定通知を受領した方には、今後、給付申請のご案内を送付いたします。

　ご案内に従って、給付申請を行ってください。

幼児教育・保育無償化について、不明な点等ございましたら、以下の問い合わせ先までお問い合わせくださいますようお願いいたします。



【お問い合わせ先】

品川区子ども未来部保育支援

開設・計画担当

電話：03-5742-6039

メール：hoikushien@city.shinagawa.tokyo.jp